

令和3年度 第1回廃棄物管理責任者講習受講認定問題

解答提出(送信)日			
建築物名称			
建築物所在地			
郵便番号		会社所在地	
会社名		所属	
廃棄物管理責任者		電話	
メールアドレス			

以下の問題文（Q1～Q10）を読んで、該当する解答欄に正しいものは○、誤っているものは×を記入してください。

Q1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に関する説明について	解答欄
	①廃棄物処理法は、増大する廃棄物の排出規制と生活廃棄物の適正処分を進めるために公布された。	
	②事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	
	③建築物から生じる廃棄物の再利用及び資源化は進めなくてもよい。	
	④事業者には、製品、容器等が廃棄物となった場合、その適正な処理が困難にならないようにする責務がある。	
Q2	廃棄物に関する事業者の責務の説明について	解答欄
	①事業者は、廃棄物の減量、適正処理のために国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	
	②事業者は、廃棄物の再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。	
	③事業活動の内容によっては、事業者から処理業者に廃棄物処理の責任を転嫁されることがある。	
Q3	一般廃棄物の説明について	解答欄
	①一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。	
	②事業系一般廃棄物とは、事業所から排出されるすべての廃棄物のことをいう。	
	③爆発性、毒性、感染性など、人に被害が生じるおそれのある一般廃棄物を特別管理一般廃棄物という。	
	④事業所から排出される廃棄物には、事業系一般廃棄物と産業廃棄物がある。	
Q4	産業廃棄物の説明について	解答欄
	①産業廃棄物は、業種に関係なく該当するものと特定の事業活動に伴うものとに分かれる。	
	②産業廃棄物とは、一般廃棄物に含まれる廃棄物の一種である。	
	③爆発性、毒性、感染性など、人に被害が生じるおそれのある産業廃棄物を特別管理産業廃棄物という。	
	④産業廃棄物は、廃棄物処理法で定められた20品目をいう。	

<p>Q5</p>	<p>一般廃棄物のマニフェスト制度の説明について</p> <p>①排出事業者は、マニフェスト伝票のうちA票とD票をそれぞれ返却された日から5年間保存しなければならない。</p> <p>②マニフェストは、排出事業者ではなく収集運搬業者が作成しなければならない。</p> <p>③1日平均100kg以上の事業系一般廃棄物を清掃工場に持込む場合、排出事業者はマニフェストの作成義務を負う。</p> <p>④事業系一般廃棄物のマニフェストは一日の排出量が100kg以上の事業者が作成しなければならない。</p> <p>⑤産業廃棄物のマニフェストは排出量にかかわらず作成する必要がある。</p>	<p>解答欄</p>
<p>Q6</p>	<p>「事業用大規模建築物」所有者の責務の説明について</p> <p>①一般廃棄物の減量に努めなくてはならない。</p> <p>②廃棄物の処理を処理業者に委託している場合、その責任は受託者に移る。</p> <p>③廃棄物と再利用対象物を保管するための場所を設置しなくてはならない。</p> <p>④事業用大規模建築物の所有者は、「廃棄物管理責任者」を選任し、「再利用計画書」を提出する。</p> <p>⑤事業用大規模建築物の所有者等が条例に違反していると認められるときは、区から改善勧告、公表、収集拒否等の措置がとられることもある。</p>	<p>解答欄</p>
<p>Q7</p>	<p>廃棄物管理責任者の役割等の説明について</p> <p>①建物内から排出された廃棄物が適正に処理されているかを確認する役割がある。</p> <p>②ごみの減量に率先して取組まなくてはならない。</p> <p>③廃棄物の処理を委託している場合、廃棄物の種類や量を把握する必要がない。</p> <p>④廃棄物管理責任者は、建築物から生じる廃棄物の発生・排出抑制の推進を行う。</p> <p>⑤廃棄物管理責任者は、事業所社員等に対する廃棄物の発生・排出抑制及び再利用・資源化の指導を行う必要がある。また、占有者（テナント等）に対しても同様の指導が必要である。</p>	<p>解答欄</p>
<p>Q8</p>	<p>紙類のリサイクルの説明について</p> <p>①紙類の品目ごとに分別を行うことで、質の高い再利用（商品化）ができる。</p> <p>②紙類を資源として排出することで、売却益を得られる場合がある。</p> <p>③紙の種類に関係なく、すべての紙をまとめてリサイクルすることが最も環境に良い方法である。</p>	<p>解答欄</p>
<p>Q9</p>	<p>再利用計画書等の説明について</p> <p>①ごみ処理・リサイクルフロー図は、排出状況表Aに記載されている種別と適合するように記載する必要がある。</p> <p>②排出状況表Aの飲料容器の欄に、自販機業者が独自に回収した量は計上する必要がない。</p> <p>③廃棄物管理責任者選任届は、その選任後30日以内に区長に届け出なければならない。</p> <p>④再利用計画書の提出期限は毎年5月末となっている。</p> <p>⑤テナントごとのごみ・資源量を把握し、集計して再利用計画書を作成しなければならない。</p>	<p>解答欄</p>

